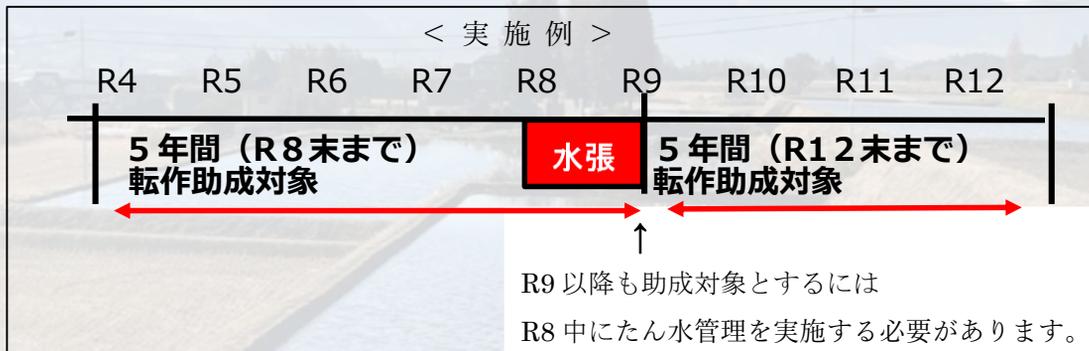


水田活用の直接支払交付金（転作助成）の 交付対象水田について

5年水張りルールについてお知らせ

●交付対象水田の見直し内容（5年水張りルール）

- 令和4年度の制度改正から、5年間に一度も水張りが行われていない農地は標記交付金の交付対象から外れることになりました。
また、今後も同様に水張りが求められ、一度、交付対象外になった農地は、原則、交付対象水田に戻ることはありません。



○水張りは水稲作付することを基本とします。

ただし、以下の①かつ②に該当する場合は、
水稲作付をしなくても水張りを行ったとみなします。

- ①水張り（たん水管理）を1カ月以上行うこと。
- ②連作障害による収量低下が発生していないこと。



ホームページはこちら

●水張り（水稲作付けをしない）をおこなう場合。

- 水稲の作付けを行わず水張りを1カ月以上行う場合は、たん水管理作業終了後、記録簿兼実施報告書に必要事項を記入、裏面に記録写真を貼付して、実施確認欄に*確認者の署名又は記名押印を受けた後、燕市産業振興部農政課（燕市農業再生協議会事務局）へ提出してください。実施報告書は市役所農政課窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードできます。

※確認者は水張りを確認するための第三者（農家組合長等）